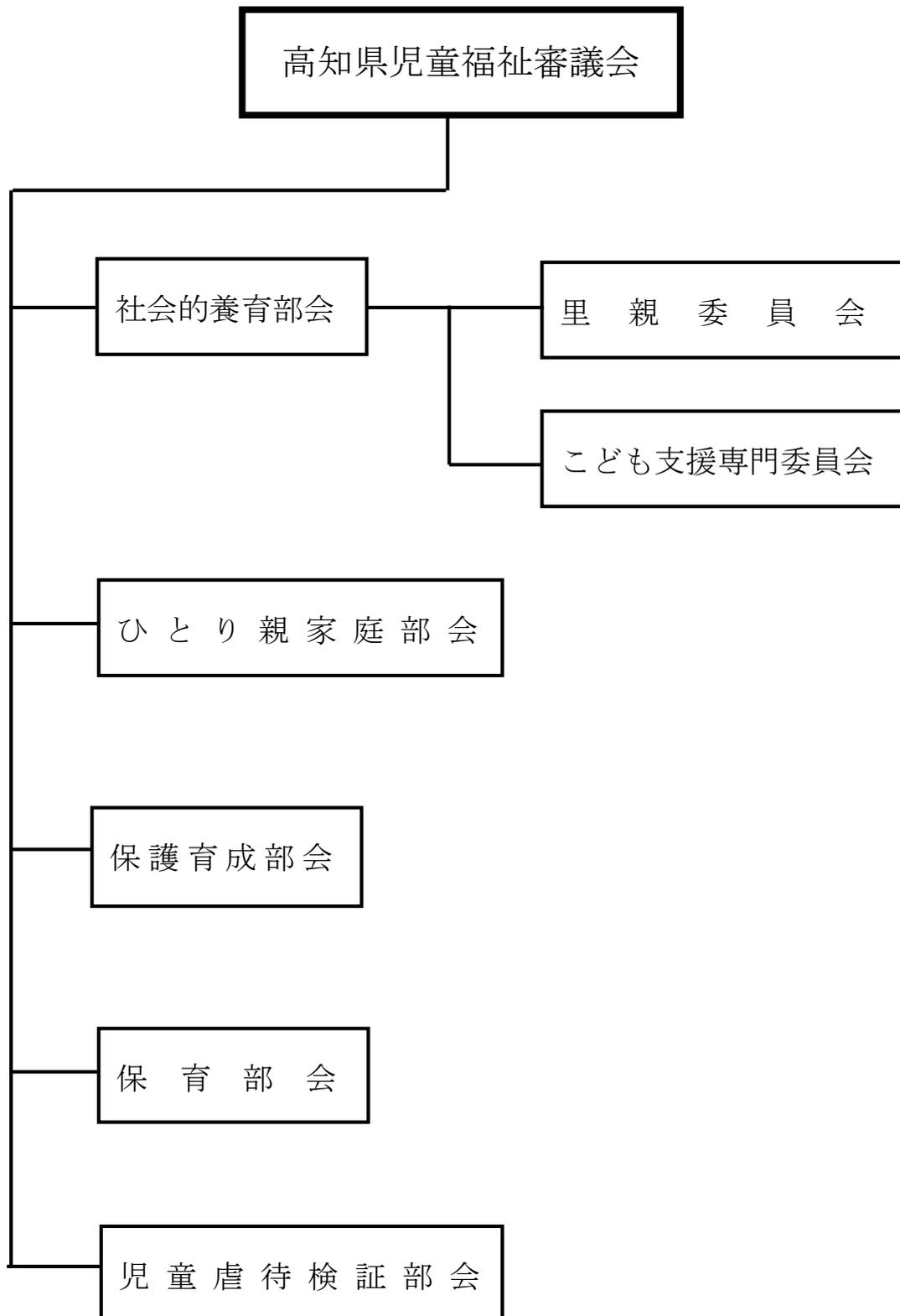


参考資料

高知県児童福祉審議会関連規定集

- ・ 高知県児童福祉審議会組織図 P 1
- ・ 高知県児童福祉審議会規則 P 2 ～ 3
- ・ 高知県児童福祉審議会運営規程 P 4 ～ 7
- ・ 高知県被措置児童等虐待対応ガイドライン (抜粋) P 8 ～ 1 0

高知県児童福祉審議会組織図



高知県児童福祉審議会規則

(設置等)

第1条 この規則は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関として高知県児童福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置するとともに、審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第1条の2 審議会は、委員20人以内で組織する。

(任期等)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 審議会の委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の総数の4分の1以上の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議の議長は、委員長が当たる。

4 会議は、委員の総数の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

5 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、審議会において決定する。

(幹事)

第6条 審議会に、幹事8人以内を置く。

2 幹事は、知事が任命する。

3 幹事は、委員長の指揮を受け、庶務を整理する。

(書記)

第7条 審議会に、書記6人以内を置く。

- 2 書記は、知事が任命する。
- 3 書記は、上司の指揮を受け、庶務に従事する。

(雑 則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則(平成12年4月1日規則第96号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年5月23日規則第78号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年9月27日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

高知県児童福祉審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第1項により設置する高知県児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の部会及び委員会（以下「部会等」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会等)

第2条 審議会に次の部会を置き、各部会は別表に定める事項を調査審議する。

- (1) 社会的養育部会
- (2) ひとり親家庭部会
- (3) 保護育成部会
- (4) 保育部会
- (5) 児童虐待検証部会

2 社会的養育部会に里親委員会とこども支援専門委員会を置き、各委員会は別表に定める事項を調査審議する。

(部会等の構成)

第3条 部会等は、審議会の委員をもって構成し、所属委員は審議会において決定する。

2 臨時委員は、知事の任命（委嘱）事由に基づき、第2条のいずれかの部会に所属するものとする。

(部会長、副部会長、委員長及び副委員長)

第4条 各部会（児童虐待検証部会を除く。）の部会長及び副部会長は、所属部会委員の互選により決定する。

2 児童虐待検証部会の部会長及び副部会長は、所属部会委員（臨時委員含む。）の互選により決定する。

3 社会的養育部会のうち里親委員会の委員長及び副委員長は、社会的養育部会の部会長及び副部会長を充てる。

4 社会的養育部会のうちこども支援専門委員会の委員長及び副委員長は、所属委員会委員の中から社会的養育部会長が指名する。

5 部会長及び委員長は、会務を総理し、部会及び委員会を代表する。

6 副部会長は部会長を、副委員長は委員長を補佐し、部会長及び委員長に事故があるとき又は部会長及び委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会等の会議（以下「会議」という。）は、部会長及び委員長（以下「部会長等」という。）が招集する。

- 2 部会長等は、知事の請求があったとき又は部会等の委員の総数の4分の1以上の請求があったときは、これを招集しなければならない。
- 3 会議の議長は、部会長等が当たる。
- 4 会議は、委員の総数の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。
- 5 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長等の決するところによる。
- 6 審議事項に関して利害関係を有する委員については、これを招集しない。

(書面等による議決)

第6条 部会長等は、必要と認める場合は、事案の概要を記載した書面等を委員等に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって部会等の議決とすることができる。

- 2 前項の規定により議決を行った場合は、部会長等が次の会議において報告しなければならない。

(権限)

第7条 部会等の審議をもって、審議会の意見とする。

- 2 部会等は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関等に対して所属職員の出席及び資料の提出を求めることができる。
- 3 部会長等は、必要があると認めるときは、関係機関等への調査を行うことができる。

(委任)

第8条 その部会等の運営に関し必要な事項は、部会長等が定める。

附 則

この規程は、昭和55年6月16日から適用する。

附 則

この規程は、平成15年5月23日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年8月6日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年7月28日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年8月19日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年8月31日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年9月10日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月19日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年8月18日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年8月13日から適用する。

別表

部会等名	事項
社会的養育部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉施設（保育所を除く。）の設備又は運営が施設運営基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害と認められる施設への事業停止命令に対する意見 ・ 無認可施設（保育所を除く。）への事業停止命令又は施設閉鎖命令に対する意見 ・ 児童福祉施設最低基準を超える設備及び運営の向上に対する意見 ・ 都道府県社会的養育推進計画等に対する意見 ・ その他児童福祉施設等に関する事項（他の部会に属する事項を除く。）の調査審議
ひとり親家庭部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子家庭等の福祉に関する事項の調査審議、諮問に対する意見
保護育成部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害図書類等の指定に関する意見 ・ その他青少年の健全育成に関する事項の調査審議
保育部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所の認可に対する意見 ・ 児童福祉施設（保育所に限る。）の設備又は運営が施設運営基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害と認められる施設への事業停止命令に対する意見 ・ 無認可施設（保育所に限る。）への事業停止命令又は施設閉鎖命令に対する意見 ・ 児童生徒性暴力等を行い保育士登録を取り消された者及びこれ以外の理由により保育士の登録を取り消された者のうち、その登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたと判明した者の保育士の登録に対する意見
児童虐待検証部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童虐待事例（心身に著しく重大な被害を受けた事例）の分析 ・ 児童虐待の予防及び早期発見の方策、児童虐待を受けた児童のケア、児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、関係機関の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割等のために必要な事項についての調査研究及び検証 ・ 取り組むべき課題と再発防止に向けた提言 ・ その他検証の目的に必要なと認められる事項の調査審議

<p>里親委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 里親認定への意見 ・ 里親養育に関する意見
<p>こども支援専門委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被措置児童等虐待への措置状況（事実確認含む。）に対する意見 ・ 児童又はその保護者等の意に反する措置入所等に対する意見 ・ 児童相談所長又は児童養護施設長等による監護措置について親権者等から不当に妨げる行為があった場合の対応方針等に係る意見 ・ 児童相談所長又は児童養護施設長等が児童の生命・身体の安全確保のために親権者等の意に反して行う医療行為への同意に係る意見 ・ 社会的養護に係るこどもからの申立てに対する意見 ・ その他児童の処遇に関する事項の調査審議

1. 被措置児童等虐待とは

平成21年4月1日に施行された「児童福祉法の一部を改正する法律（平成20年法第85号）」に規定された被措置児童等虐待の防止等（児童福祉法第2章第6節）における「施設職員等」、「被措置児童等」とは次のとおりである。

(1)「施設職員等」とは、以下の①～⑤をいう。

- ①里親又はその同居人
- ②乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設の長、その職員、その他の従業者
- ③小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に従事する者
- ④指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者
- ⑤児童福祉法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は児童福祉法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて児童に一時保護を加える業務に従事する者

(2)「被措置児童等」とは、以下の①～③をいう。

- ①以下の者に委託され、又は以下の施設に入所する児童
 - ・里親
 - ・乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設
 - ・小規模住居型児童養育事業者（ファミリーホーム）
 - ・指定発達支援医療機関（独立行政法人国立病院機構高知病院）
- ②以下の施設に保護（委託）された児童
 - ・児童福祉法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設
 - ・児童福祉法第33条第1項又は第2項の規定により一時保護委託を受けた者
- ③①、②については、児童福祉法第31条第2項から第3項及び第33条第8項に定める18歳を超えて引き続き在所期間の延長等をした者についても含むものとする。

(3)「被措置児童等虐待」とは、施設職員等が被措置児童等に行う次の行為をいう。

①身体的虐待

被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

- ・打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこによる火傷など外見的に明らかな傷害を生じさせる行為を指すとともに、首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、食事を与えない、戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為及び意図的に子どもを病気にさせる行為などを指す。

②性的虐待

被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。

- ・被措置児童等への性交、性的暴力、性的行為の強要・教唆を行うなど
- ・被措置児童等の性器を触るまたは被措置児童等に性器を触らせる性的行為（教唆を含む）
- ・性器や性交を見せる

- ・ポルノグラフィの被写体などを強要する又はポルノグラフィ等を見せるなどの行為を指す。

③ネグレクト

被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人や養育家庭等に入出入りする第三者、生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。

- ・学校等に登校させない、重大な病気になっても病院に連れて行かない、居室等に乳幼児のみを残したままにするなど
 - ・適切な食事を与えない、下着など長時間ひどく不潔なままにする、適切に入浴させない、極端に不潔な環境の中で生活をさせるなど
 - ・他の職員等が子どもに対し不適切な指導を行っている状況を放置する
 - ・泣き続ける乳幼児に長時間関わらず放置する
 - ・視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらずに授乳や食事介助を行う
- などの行為を指す。

④心理的虐待

被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

- ・ことばや態度による脅かし、脅迫を行うなど
 - ・被措置児童等を見下したり、拒否的な態度を示すなど
 - ・被措置児童等の心を傷つけることを繰り返す
 - ・被措置児童等の自尊心を傷つけるような言動を行うなど
 - ・他の被措置児童等とは著しく差別的な扱いをする
 - ・適正な手続き（強制的措置）をすることなく子どもを特定の場所に閉じ込め隔離する
 - ・他の子どもと接触させないなどの孤立的な扱いを行う
 - ・感情のままに、大声で指示したり、叱責したりする
- などの行為を指す。

2. 被措置児童等虐待の対象外

次に掲げる行為は、原則として被措置児童等虐待に該当しないものとする。

この場合であっても、被措置児童等虐待に該当するか否かは、個別事案ごとに事実確認を行ったうえで判断する必要があることから、施設職員等は、事案が発生した場合は、速やかに、子ども家庭課又は障害福祉課あるいは児童相談所に報告することとする。

- ①急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずになした行為（刑法36条の正当防衛）
- ②自己又は他人の生命・身体・自由若しくは財産に対する現在の危難（緊急の状態）を避けるために、最低限必要となる範囲でやむを得ずになした行為（刑法37条の緊急避難）
- ③強度の自傷行為や他の者への加害行為を制止するなど、急迫した危険に対し被措置児童等又は他の者への身体又は精神を保護するため、被措置児童等に対し、強制力を加える行為
- ④注意喚起のための身体的苦痛を伴わない接触
- ⑤心身の発達や性的暴力の防止などに関する教育的な説明

被措置児童等虐待対応の流れ（イメージ）

